

基本方針		具体的な施策	成果指標	R6年度	R7年度	令和7年度実績
1 空家等の発生抑制に関する施策	1-1 高齢者世帯等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布		○	○	・令和7年5月に固定資産税納税通知書へ啓発チラシ同封。 ・令和7年12月に新聞折込チラシを配布。
		公民館講座や自治会の勉強会等の実施	公民館講座や自治会の勉強会等の実施回数:30回(R10年度末・累計)※6回/年	△	○	・8/5ふれあい広場やざき(参加人数:12人)、8/25春日公民館講座(参加人数:19人)、9/7「税・登記」講座(参加人数:35人)12/19就將公民館講座(参加人数:12人) ・1/28シニアのための人生設計フェア(参加人数:177人) ・12/19・1/19・2/19ふらっと、運動体験!!(参加人数:延べ約150人)において啓発実施。 【実施回数:11回(R8.2末・累計)】
		関係団体等と連携した相談体制の整備		○	○	既存のとっとり空き家活用推進協議会ワンストップ相談窓口及び空家等管理活用支援法人(2法人)に加え、新たに令和7年4月及び7月に空家等管理活用支援法人を2法人指定(計4法人)し、相談体制を整備。
	関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	○	8/27、1/23米子市空き家・空き地相談会実施(参加者:10、11組) 【実施回数:3回(R8.2末・累計)】	
	1-2 住まいの終活の支援	住まいの住み継ぎノートの作成及び配布		○	○	公民館講座等やシニアのための人生設計フェア(1/28)にて配布。
		庁内関係課と連携した終活支援		○	○	シニアのための人生設計フェア(1/28)に参画。
2 空家等の活用促進に関する施策	2-1 空き家所有者等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(再)		○	○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報		○	○	市ホームページにおいて施策を広報したほか、榎クラッソーネとの連携内容についてLINE、YouTube、Facebookにて周知実施。
	2-2 民間事業者と連携した相談体制の構築	関係団体等と連携した相談体制の整備(再)		○	○	※1-1参照
		関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施(再)	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	○	※1-1参照
		空家等管理活用支援法人の指定		○	○	新たに令和7年4月及び7月に空家等管理活用支援法人を2法人指定(計4法人)し、相談体制を整備。
	2-3 活用促進のための施策の検討	町家の保存・活用のための補助事業の実施		○	○	庁内検討会において検討中。
		空き家の流通促進のための補助事業の実施		○	○	空き家活用流通促進事業補助金(改修工事:8件、既存住宅状況調査及び既存住宅売買瑕疵保険:0件) ※改修工事については、令和6年度から財産管理制度の活用及び令和7年度から空家等の所有者等関連情報の外部提供を開始したことから令和7年度をもって補助制度廃止。既存住宅状況調査及び既存住宅売買瑕疵保険については、制度開始以来実績がないことから令和7年度をもって補助制度廃止。
		関係団体等と連携した空き家・空き地バンク制度の改善	空き家・空き地バンクの登録件数:75件(R10年度末・累計)※15件/年 空き家・空き地バンクの成約件数:50件(R10年度末・累計)※10件/年	○	○	令和6年4月から新たに宅建業者による買取を可能としている。 登録件数:17件、成約件数:14件(うち業者買取1件) ※R8.2末時点 【登録件数:35件(R8.2末・累計)、成約件数:27件(R8.2末・累計)】
	関係団体等と連携した空き家の流通・活用促進のための施策の検討		○	○	令和7年5月から空家等の所有者等関連情報の外部提供を開始。 申請件数:16件、提供実績:6件 ※R8.2末時点	
	まちなかにおける空家等活用促進区域の設定及び空家等活用促進指針の策定の検討		○	○	他自治体の事例を研究。	
2-4 財産管理制度の活用	財産管理制度を活用した空き家の流通促進	財産管理制度を活用した空き家の流通件数:5件(R10年度末・累計)※1件/年	○	○	令和6年度に選任申立てを行った2物件については、令和7年度に管理人選任済み。今後管理人により売却される見込み。 令和7年度は新たに2物件の所有者不明土地・建物財産管理人の選任申立て中。	
3 空家等の適切な管理に関する施策	3-1 空き家所有者等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(再)		○	○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報(再)		○	○	※2-1参照
	3-2 適切な管理方法の周知	空家等の適切な管理指針の周知		○	○	市ホームページに空き家管理チェックリスト(国交省作成の国の管理指針に基づくもの)を掲載し、管理方法を周知した。
		空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度の周知		○	○	固定資産税納税通知書や市ホームページ等において周知した。
	3-3 管理不全空家等及び特定空家等への助言・指導等の実施	管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の周知		○	○	市ホームページにおいて周知した。
		管理不全空家等及び特定空家等のデータベースの整備及び庁内関係課との情報共有		○	○	空き家・空き地管理システムによりデータベースの整備を図っている。
		管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対する助言・指導等の実施		△	○	・令和7年5月26日から6月25日までを「空き家・空き地対策強化月間」とし、重点的に空き家の巡回や、特定空家等・管理不全空家等の認定などを実施。 ・管理不全空家等11件、特定空家等64件認定済み。※R8.2末現在 ・管理不全空家等0件、特定空家等28件について助言実施。※R8.2末現在
	管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対する勧告の実施		-	-	勧告に該当するものはなかった。	
	緊急的に対応が必要な場合の緊急安全措置の実施		○	○	令和7年5月に紺屋町、令和7年9月に淀江町中間において実施。	
4 空家等の除却の促進に関する施策	4-1 除却の促進のための施策の検討	特定空家等の除却のための補助事業の実施	管理不全空家等及び特定空家等の除却件数:175件(R10年度末・累計)※35件/年	△	△	特定空家等除却支援事業実施(17件) 【除却件数:32件(R8.2末)】
		その他の空き家の除却促進のための施策の検討		○	○	準防火地域における老朽木造空き家の除却補助事業実施(5件)
	4-2 行政執行の検討	特定空家等の行政執行の検討		○	○	・既存の特定空家等について再評価を行った。 ・代執行に代わる措置として、財産管理制度の活用について研究を行った。
4-3 跡地の活用の促進	関係団体と連携した管理不全空家等及び特定空家等の除却後の跡地の活用促進		○	○	特定空家等について、空家等管理活用支援法人と連携し除却後の土地の活用を見据えた除却を実現した。	

基本方針		具体的な施策	成果指標	R6年度	R7年度	令和7年度実績
5 空き地に関する施策	5-1 発生抑制に関する施策	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(共・再)		○	○	※1-1参照
		公民館講座や自治会の勉強会等の実施(共・再)	公民館講座や自治会の勉強会等の実施回数:30回(R10年度末・累計)※6回/年	△	○	※1-1参照
	5-2 活用促進に関する施策	関係団体等と連携した空き家・空き地バンク制度の運用(共・再)	空き家・空き地バンクの登録件数:75件(R10年度末・累計)※15件/年 空き家・空き地バンクの成約件数:50件(R10年度末・累計)※10件/年	○	○	※2-3参照
		関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施(共・再)	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	○	※1-1参照
		所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定		○	○	令和6年5月に所有者不明土地利用円滑化等推進法人を2法人指定済み。
	5-3 適切な管理に関する施策	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(共・再)		○	○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報(共・再)		○	○	※2-1参照
		空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度の周知(共・再)		○	○	※3-2参照
		特定空き地の所有者等に対する助言・指導等の実施		－	－	現時点で特定空き地に該当するものなし。
		緊急的に対応が必要な場合の緊急安全措置の実施		－	－	現時点で緊急安全措置の必要があるものなし。